

資 料

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

令和6年10月現在

(出典：総務省HP <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>)

※資料中のページ数については、出典元のページ数のまま表記しています。

1

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

1. 公共施設等の適正管理の必要性

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

公共施設等の老朽化対策については、平成24年12月の笹子トンネル事故を契機に、国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

同計画において、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画である「行動計画」を策定すること、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を策定することとされました。

地方公共団体は、住民の生活に密着したインフラや公共施設を数多く整備・管理しており、その老朽化対策は極めて重要な課題となります。このため、総務省では、地方公共団体において行動計画の策定が進められるよう、平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、各地方公共団体に対し、平成28年度末までに行動計画に相当するものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

2. 公共施設等総合管理計画の策定・充実

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものです。総合管理計画に記載すべき事項や策定にあたっての留意事項など、計画策定に際しての指針については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知)により示しています。

総合管理計画を策定することにより、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現することを目指すものであります。

各地方公共団体における総合管理計画の策定状況をみると、令和6年3月末時点の調査結果では、全団体にあたる1,788団体の全てにおいて策定済みとなっています。総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知。)等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中(新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了)の見直しを進めていただいたところであり、令和6年3月末時点で、ほとんどの団体において見直しが完了しています。

2

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日策定(令和5年10月10日最終改訂))について、必要な見直しを行い、改訂したところです。改訂後の指針を踏まえ各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていく必要があります。

なお、総合管理計画の見直し・充実に当たっての参考となるよう、各地方公共団体が策定した総合管理計画については、総務省ホームページにおいて、その主たる記載内容等を他団体と比較可能な形で公表しています。

3. 公共施設等の適正管理に対する地方財政措置

総務省では、各地方公共団体において、総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度に創設しました。

平成30年度以降は、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、「ユニバーサルデザイン化事業」を対象に追加しました。あわせて、財政力の弱い団体においても、これらの事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率をこれまでの一律30%から、財政力に応じて最大50%まで引き上げています。

さらに、令和2年度は、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象をさらに拡充しています。

令和4年度は、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加しています。

各地方公共団体においては、予防保全の観点も含めて、老朽化対策のための基金も活用しながら、公共施設等の統廃合、長寿命化、転用等の具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

3

4. 防災・減災対策の推進

近年、地震や豪雨・台風など、災害が大規模化・頻発化し、各自治体における防災・減災対策の重要性が一層高まっていることから、各団体におかれては、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」を積極的に活用いただきたいと考えています。

「緊急防災・減災事業債」については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう創設したものであり、令和6年度より、消防・防災力を一層強化するため、消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備や防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備を追加するなど対象事業を拡充しています。

「緊急自然災害防止対策事業債」については、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう創設したものであり、河川の護岸整備や改修、道路の法面防護対策、急傾斜地の法面対策など、非常に幅広い防災インフラの整備に活用できるものとなっています。

「緊急浚渫推進事業債」については、通常であれば、一般財源で実施しなければならない河川等の土砂撤去や樹木の伐採を、特例的に地方債で対応できるようにしたものであり、財源の不安なく、一気に事業を行うことができるものとなっています。

これらの地方債は、いずれも、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と、手厚い財政措置となっていますが、期限が設けられており、「緊急防災・減災事業債」と「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度まで、「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの時限措置となっています。

災害はいつ来るか分からないものであり、この期限内に、できるだけ早く、必要な事業に取り組んでいただけるようお願いしたいと考えております。

5. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きの作成

各地方公共団体において具体的な対策を検討するに当たって参考となるよう、総務省ホームページにおいて、公共施設等適正管理推進事業債等を活用した先進事例を紹介しています。さらに各団体からは、老朽化対策や防災・減災対策を実施するに当たって、どのような地方債措置が活用できるのかをわかりやすく示していただきたいとの声を多くいただいています。

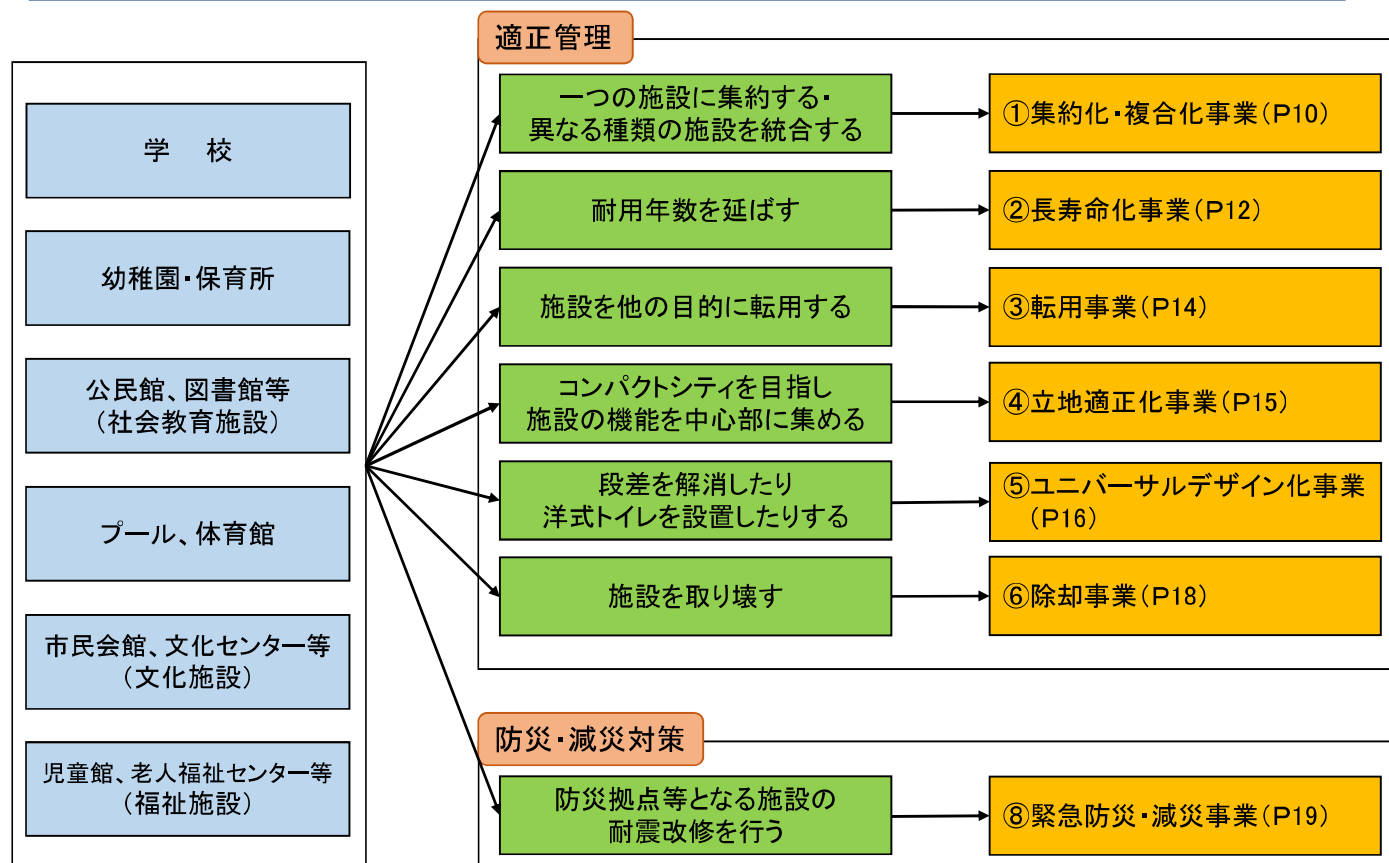
このため、今般、公共施設・インフラの老朽化対策のための地方債の活用例について、公共用施設・社会基盤施設・公用施設ごとに、老朽化対策や防災・減災対策を実施する場合に、どのような地方債が活用できるかについて、わかりやすく紹介した手引きを作成しました。この手引きを首長はじめ関係者と共有いただき、積極的に活用いただき、各団体における公共施設の適正管理をより一層推進していただきますようお願いいたします。

4

2. 地方債活用のあらまし

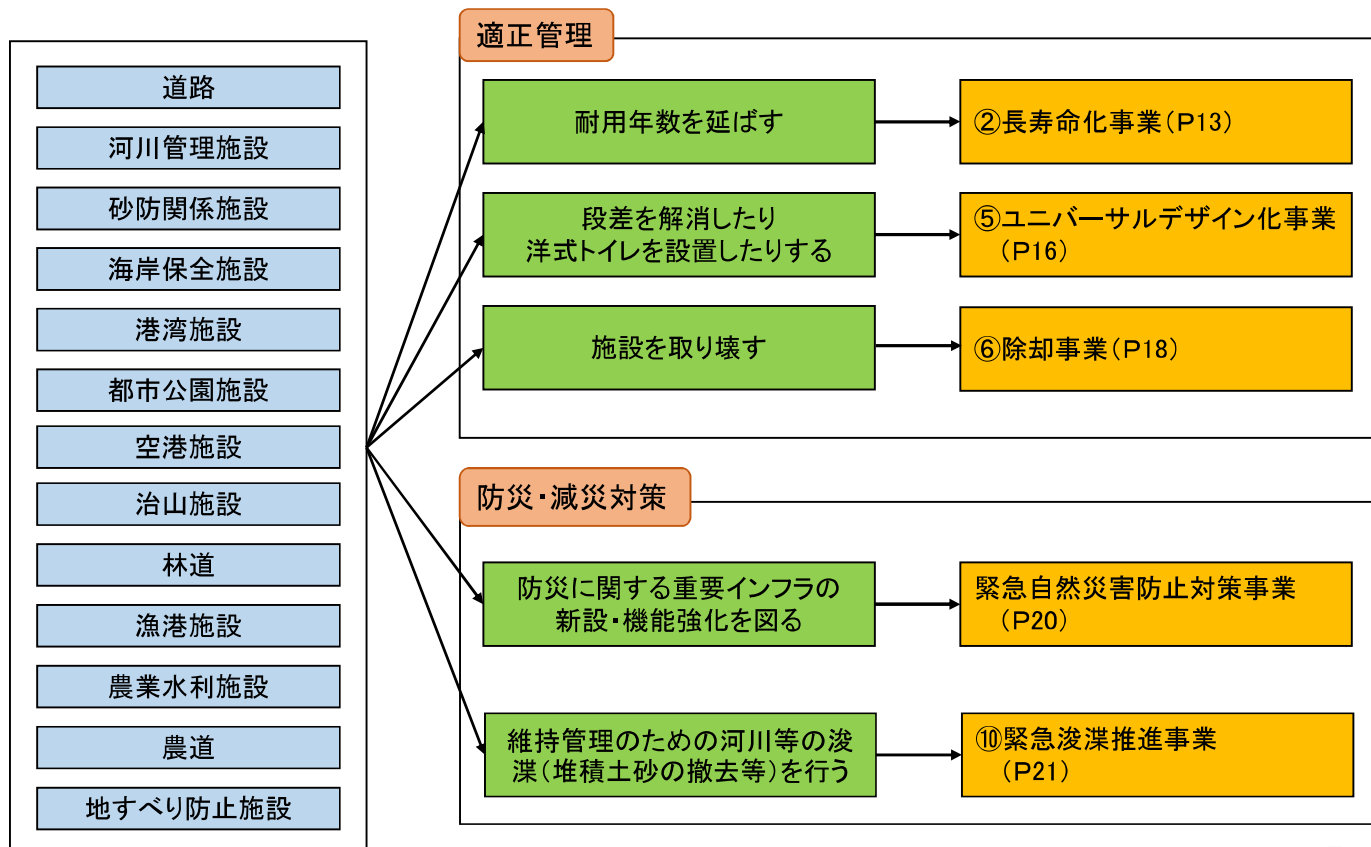
5

地方債活用のあらまし(公共施設)



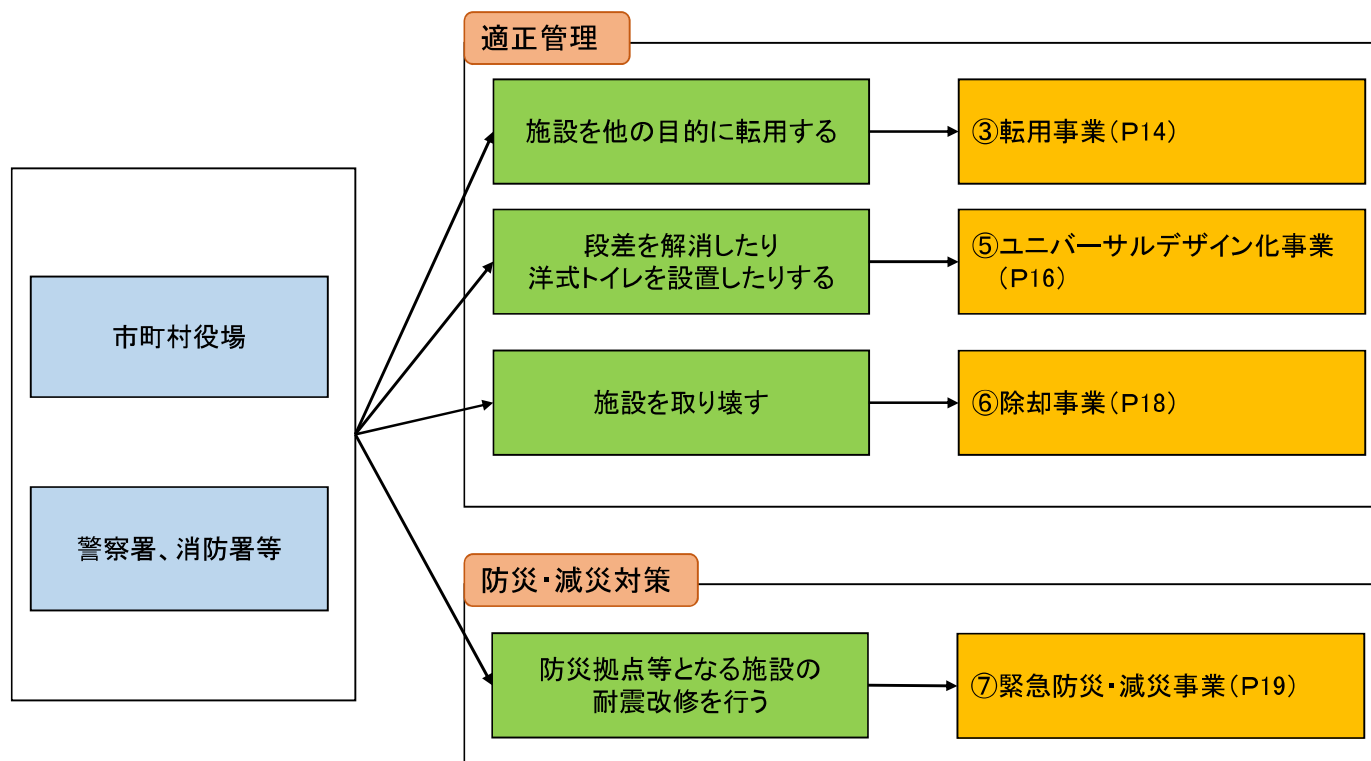
6

地方債活用のあらし(社会基盤施設)



7

地方債活用のあらし(公用施設)



8

地方債活用のあらまし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1			参考	地方債措置	
		公共施設 ※2	社会 基盤 施設	公用 施設		充当率	交付税措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
	③転用	○ 他の公共 施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・ 減災 対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浚渫推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

(期間)①～⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点) 適正管理の①～⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

9

① 集約化・複合化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
非建築物(グラウンド等) : 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

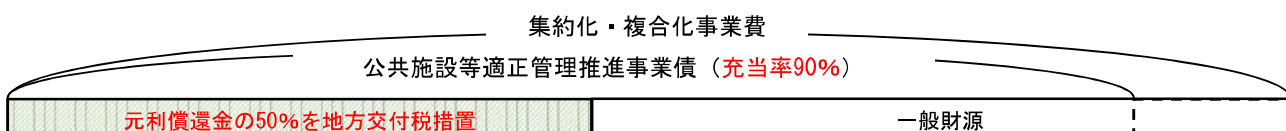
留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
(共用部分がある場合は面積按分等)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



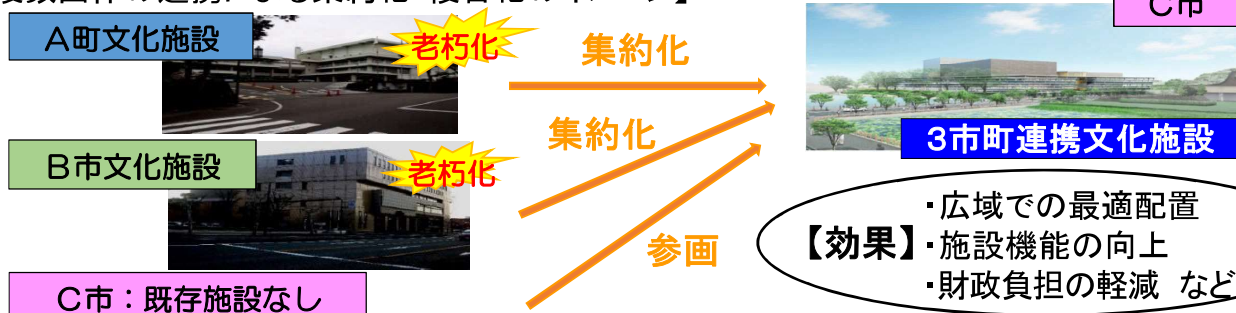
10

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
 - 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
- 〔※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）に移行。（いずれも充当率90%、交付税措置率50%）〕
- 令和2年度から、複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能としている。

＜経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）＞（抜粋）
「広域的に相互に連携する事業（略）など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。」

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



11

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

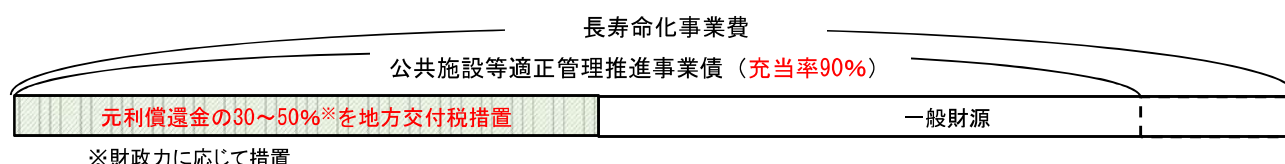
留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

12

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
 (道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港 施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間: 令和4年度～令和8年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



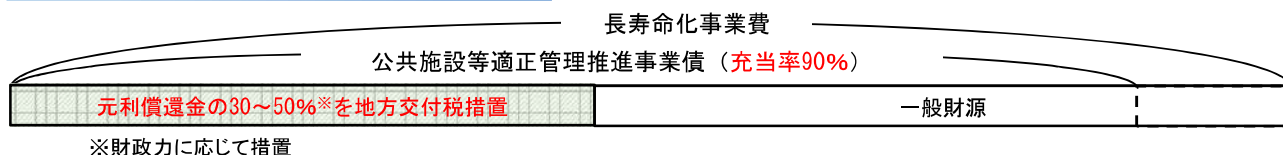
○都市公園施設(テニスコートの改修)



○農業水利施設(頭首工の補修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



13

③ 転用事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間: 令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

○転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○転用例2



保育所

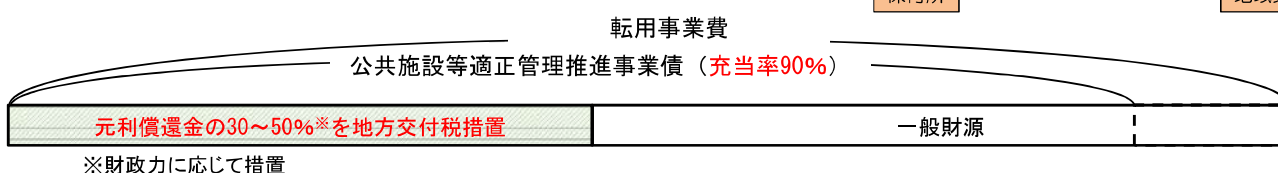


転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置



14

④ 立地適正化事業

対象事業

- 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業
 - ＜事業例＞
 - ・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)
 - ・【一体】国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業
(都市構造再編集支援事業の要件を一部満たさない事業)
 - ① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)
 - (都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)
 - ② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1億円以上)
- * 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

公共施設を
まちなかで
適切に配置



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

15

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

- ①又は②に該当する事業
 - ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

【事業イメージ】

- ・ ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。
- ・ ①ii)及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費:数十万円～数百万円(1台)



多目的トイレの整備
事業費:400万円程度



出入口の段差解消
事業費:30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置

ユニバーサルデザイン化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

16

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

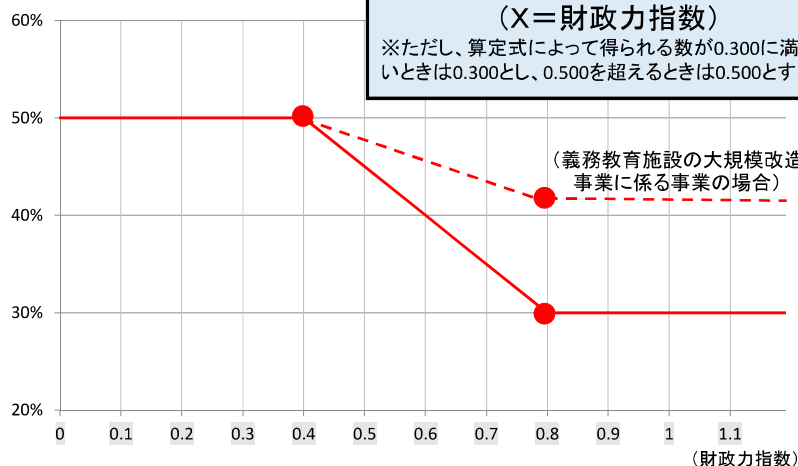
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90％）のうち、
長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る
元利償還金の普通交付税の措置率について財政力に応じて30～50％とする取扱い。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

17

⑥ 除却事業

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1



除却



更地

○ 除却例2

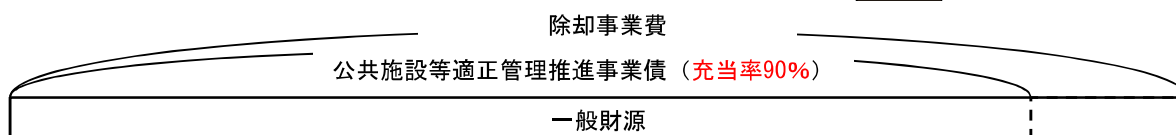


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 交付税措置なし

＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

18

⑦ 緊急防災・減災事業

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 5,000億円（令和6年度）

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 令和6年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加

消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備、緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備、防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備、災害応急対策を継続するためのトイレカーの整備

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備



防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）



19

⑧ 緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 4,000億円（令和6年度）

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）



20

⑨ 緊急浚渫推進事業

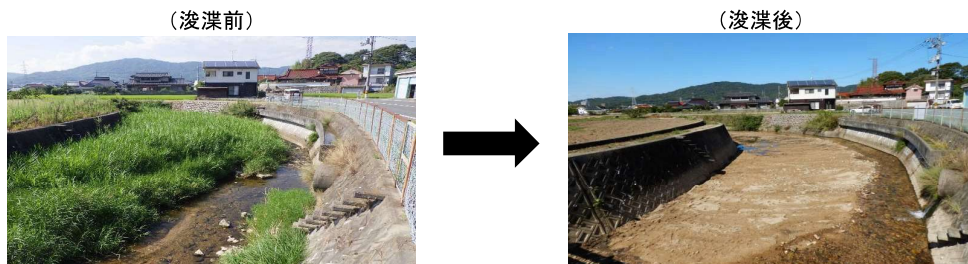
○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業(事業期間は令和6年度まで)

対象事業 ※事業費 1,100億円(令和6年度)

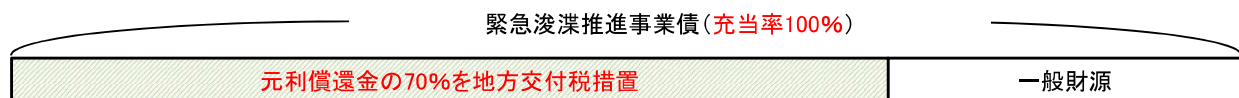
○ 地方団体が、各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫(地方単独事業)

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
- ※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を指す

【事業イメージ(河川の浚渫)】



充当率・元利償還金に対する交付税措置



21

3. 具体的な事業例

・ 集約化・複合化事業	・・・ 23頁
・ 集約化・複合化事業＋転用事業	・・・ 33頁
・ 長寿命化事業	・・・ 34頁
・ 長寿命化事業＋ユニバーサルデザイン化事業	・・・ 39頁
・ 転用事業	・・・ 40頁
・ 立地適正化事業	・・・ 43頁
・ ユニバーサルデザイン化事業	・・・ 46頁
・ 緊急防災・減災事業	・・・ 48頁
・ 緊急自然災害防止対策事業	・・・ 57頁
・ 緊急浚渫推進事業	・・・ 63頁

22

集約化・複合化事業 ①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人)「屋内温水プール整備事業」

事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

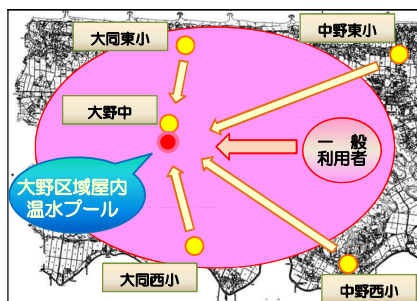
事業のポイント

既存学校プール



老朽化

集約化



小・中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、効率性・利便性の高い施設へ

住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。



完成イメージ図

集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。※プール延床面積 4,228.8㎡ → 771.56㎡ に集約。

事業の効果

- 学校のみの利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

23

集約化・複合化事業 ②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設が存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(㎡)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%削減)
複合化

施設名	延床面積(㎡)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定



○新施設機能
(行政関係機能)
支所、福祉総合相談窓口等
(市民交流機能)
集会室、和室等
(社会教育機能)
図書館、森の駅情報コーナー
(地域防災拠点機能)
防災活動室、防災倉庫等

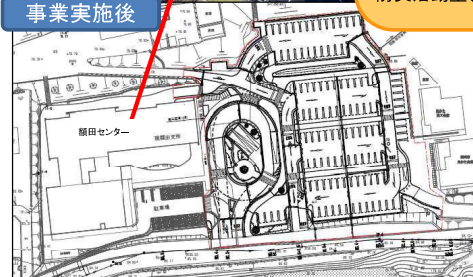
事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業実施前



事業実施後



事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

24

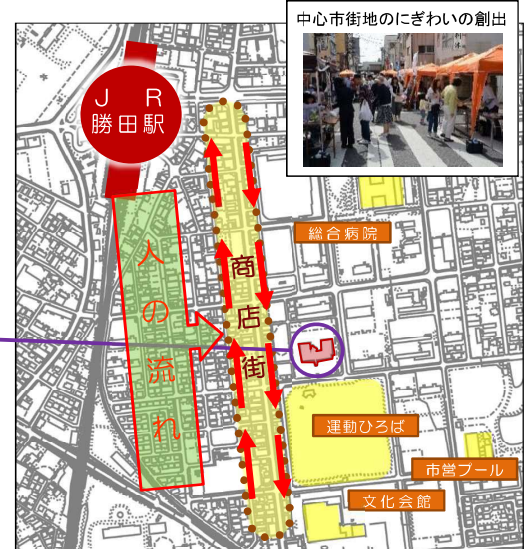
集約化・複合化事業 ③

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

事業のポイント



- 複合化** 青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)
- 追加** 子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。

25

集約化・複合化事業 ④

大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

総合計画

岸和田駅周辺を「都市中枢ゾーン」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮し、市の中枢拠点としてのにぎわいの創出を図る。

公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、集約化や複合化等、施設の再配置により公共施設等の適正化を図る。

岸和田市総合計画におけるまちづくりゾーン図



事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。

26

集約化・複合化事業 ⑤

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の小中一貫校として統合することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、10項目(49細項目)の評点を行った。

保護者及び地域住民により構成される「小中一貫校建設基本構想検討会」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、投票による選定を行った。

自治会長、PTA及び有識者で構成される「建設適地検討協議会」にて①安全性、②周辺環境、③通学距離の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したこと、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

27

集約化・複合化事業 ⑥

事業の概要

秋田県(人口97.7万人)、秋田市(人口30.8万人)「県・市連携文化施設整備事業」

県と市が文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備する。

事業のポイント

老朽化



秋田県民会館

老朽化



秋田市文化会館

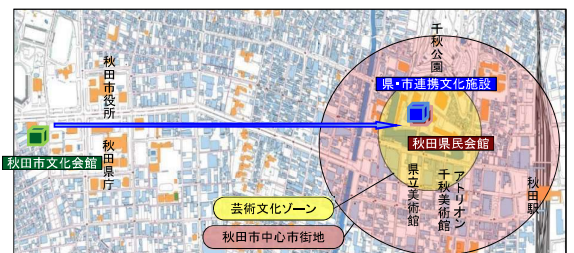
県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)

県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



完成イメージ図



県・市連携文化施設

集約化

事業年度：平成29～令和3年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

(延床面積)

計：23,588㎡ → 22,653㎡
(県：9,304㎡) ※約4%減少
(市：14,284㎡)

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

28

集約化・複合化事業 ⑦

事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)「大久保地区公共施設再生事業」

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント

習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

29

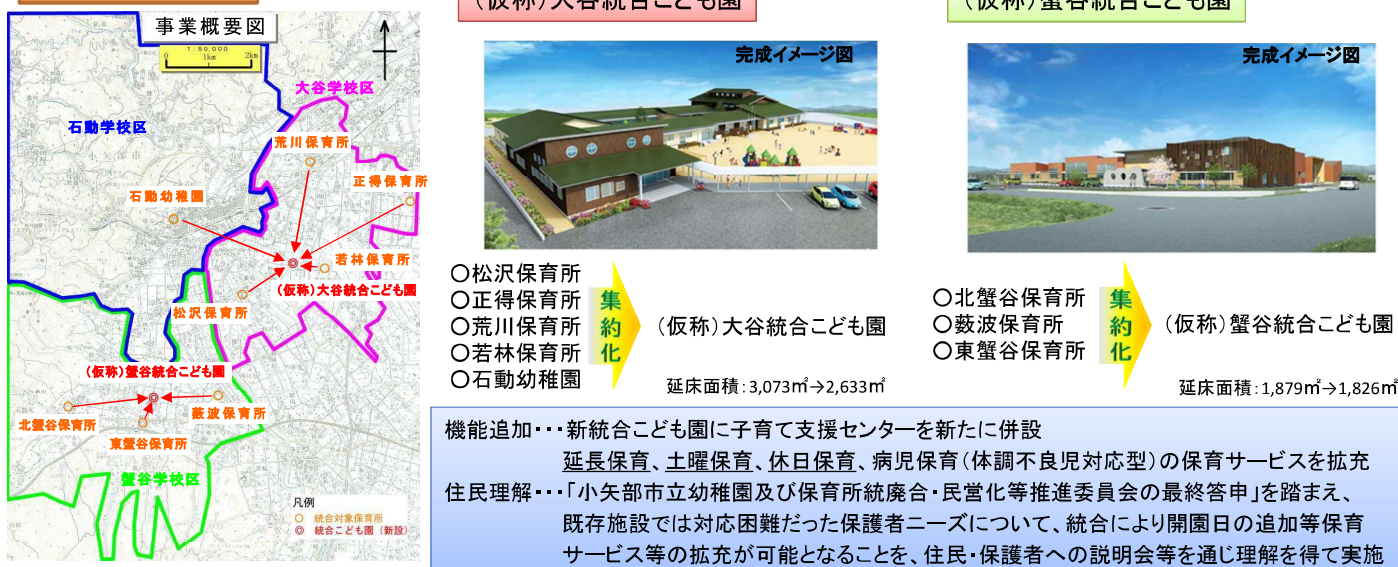
集約化・複合化事業 ⑧

事業の概要

富山県小矢部市(人口3.0万人)「統合こども園整備事業」

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等を1つに、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

事業のポイント



事業の効果

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

30

集約化・複合化事業 ⑨

事業の概要

北海道東神楽町(人口1.0万人)「複合施設整備事業」

昭和40年代頃から中心市街地に建設されている公共施設のうち、老朽化し、または現行の耐震基準を満たしていない施設について、よりコンパクトなまちづくりのため、各機能を集約して複合化する。

事業のポイント

- ・中心市街地において、特に、老朽化し耐震性の確保が必要となる公共施設について、複合化を実施。
- ・この検討に当たっては、20名の町民で構成する検討委員会を設置し、基本構想や基本計画の策定に際して同委員会から意見を聴くなど、住民との連携を重視した。

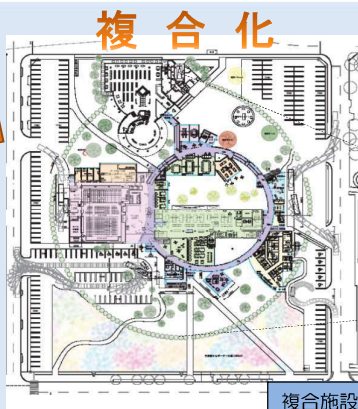


青年会館

事業実施期間: R元～R3年度
総事業費18.0億円



総合福祉会館



複合化

※ 複合施設には、この4施設のほか、役場庁舎の一部機能や文化ホール、診療所等も含まれる予定(公適債非充当)



交通指導会館



完成イメージ図



バスセンター

事業の効果

- 町のシンボル(顔)として、施設整備と併せ、隣接の公園や沿道と一体の空間整備を行うことで、街並みをリードする景観を形成する。また、バスセンターの複合化により、交通拠点としての機能も加えることで、にぎわいの創出を図る。
- 町では、複数施設を複合化することで、整備費や今後60年間の維持管理費も含めたコストが約5.7億円削減されるものと試算している。

31

集約化・複合化事業 ⑩

事業の概要

兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・まちのにぎわい
- ③ユニバーサルデザイン
- ④機能回復・向上、老朽改修



老朽化

市立博物館

+ 複合化



老朽化

みやのまえ文化の郷

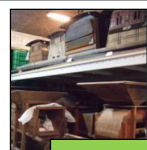
事業実施期間: R元～R3年度
総事業費16.9億円



完成イメージ図

総合ミュージアム

歴史収蔵庫を移転



歴史収蔵庫

複合化 + スペースを有効活用



自転車駐車場

施設名	延床面積
みやのまえ文化の郷 (美術館、工芸センター、 伊丹郷町館、柿街文庫)	5,332㎡
博物館	1,857㎡
平松自転車駐車場	1,604㎡
合計	8,793㎡

再編前

事業名	延床面積
(新)総合ミュージアム	5,948㎡
(新)総合ミュージアム(歴史収蔵庫)	383㎡
平松自転車駐車場	1,221㎡
合計	7,552㎡

再編後

事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エレベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

32

集約化・複合化事業＋転用事業

事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「瑞浪北中学校施設整備事業」

老朽化している瑞陵中学校、釜戸中学校、日吉中学校の3校を統合し、瑞浪北中学校を新たに整備するとともに、統合前の日吉中学校を転用し、日吉小学校を整備する。

事業のポイント

<事業の背景>

- ・瑞浪市内の児童生徒数の減少及び小学校、中学校の老朽化
- ・将来的な維持管理コストの削減

- ・3校を統合することにより施設保有量の適正化を図る。
- ・既存施設を転用することで建替えに係るコストを削減する。



事業の効果

- 3校を1校に統合することにより、長寿命化改修、建替えを行う場合と比較して約15億円の費用削減になる。
※ 長寿命化改修、建替え: 約56億円 → 3校を1校に統合: 約41億円
- 中学校を小学校に転用することにより、転用しない場合と比較して約7億円の費用削減になる。
※ 転用しない場合(旧日吉小の改修): 約10億円 → 転用する場合(旧日吉小の除却、旧日吉中の転用): 約3億円
- 釜戸中学校については、売却による売却費用効果(約3億円)も見込まれている。

33

長寿命化事業（公共施設）①

事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「稲津幼児園大規模改修事業」

老朽化した稲津幼児園の長寿命化改修事業を行う。

事業のポイント

<事業の背景>

- ・現稲津幼児園の老朽化(築後30年経過)
- ・若者世代の転入増加と、これにともなう保育室の不足
- ・地域が一体となった保育支援の必要性

- ・地域の実情に沿った保育環境の充実が必要
- ・より費用対効果の高い施設整備が求められている。



長寿命化事業

- ・外壁改修
- ・屋根防水工事
- ・空調設備改修
- ・保育室の増設

→法定耐用年数**47年**を超えて
使用目標年数**60年**に設定

事業の効果

- 施設の長寿命化を図ることにより、建替えによる場合と比較して約1.1億円のコスト削減になる。
※ 幼児園の建替え: 約4.0億円 → 長寿命化: 約2.9億円

34

長寿命化事業（公共施設）②

事業の概要

福島県須賀川市（人口7.7万人）「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」

開館以来約40年を経過し老朽化した文化センターについて、耐震補強と劣化改修を実施することで長寿命化を図る。

事業のポイント

- ・開館後約40年を経過した施設の耐震補強や、特定天井の改修を行うとともに、老朽化が著しい内外装や設備機器等の劣化改修を行い長寿命化を図った。

事業実施期間：H30～R2年度
総事業費25.4億円



須賀川市文化センター【改修前】

老朽化

長寿命化



須賀川市文化センター【改修後】

- ・施設の耐震補強
- ・特定天井の改修
- ・内外装の劣化改修
- ・設備機器等の劣化改修

建替えと比較し
約65億円の
事業費の削減

事業の効果

- 公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、耐震補強と国費の対象にならない設備等の改修工事を一体的、効率的に実施することができる。
- 本施設は今後30年間の利活用を目指すものであるが、本件の耐震補強と施設改修の費用は約25億円である一方、建替え費用の想定額は90億円以上であり、事業費の削減につながっている。

35

長寿命化事業（社会基盤施設）①

滋賀県（人口141万人）「大津信楽線舗装補修事業」

事業の概要

供用後、約40年以上が経過し、老朽化した大津信楽線における舗装の修繕工事（H30年に実施）

事業のポイント

【課題】

- ・道路施設の高齢化や更新時期の集中等により、維持管理に要する費用が増加し、財政の圧迫が懸念されている。
- ・舗装の劣化によるひび割れや剥離が見られ、安全な通行に支障を生じるおそれがあった。



舗装の劣化

舗装のひび割れや剥離

長寿命化



個別施設計画に位置づけ

滋賀県 舗装修繕計画（個別施設計画）

（目的）客観的な指標に基づく修繕を行うことで、県内の路面状態の改善を図る

（対応）舗装状態を評価する指標として全国的に用いられているMCI※を用いて目標を設定し、優先順位付け

※MCI（Maintenance Control Index: 維持管理指数）

「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平坦性」の3つの要因を組み合わせ、舗装の破損の程度を総合評価した指数。

事業の効果

- 今回の工事により、10～15年長寿命化することが見込まれる。
- 交付金の対象とならないが補修の必要があるものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用することで県の負担が軽減され、より多くの箇所の修繕を行うことができる。

36

長寿命化事業（社会基盤施設）②

神奈川県相模原市（人口72.2万人） 準用河川姥川河床洗堀対策事業（護岸）

事業の概要

河川の流水作用による河床洗堀から、護岸の損傷を予防するため、床固めの設置等による河床洗堀対策事業を実施する。

事業のポイント

【課題】

頻発する大雨等による河床洗堀の進行により、基礎天端や基礎全体が露出し、対策が必要となっている。

（個別施設計画）
相模原市河川維持管理計画



事業実施期間：H30～R2年度
総事業費1.2億円

事業の効果

- 交付税措置のある長寿命化事業に係る事業債の拡充により、市の財政負担の軽減が図られ、早期に対策が必要な重点箇所の積極的な事業実施が進められている。
- 長寿命化計画に基づく予防保全型対策を計画的に実施することにより、河床洗堀における10年以上の長寿命化の効果と30年間で約5億円の事業費の軽減が見込まれる。

37

長寿命化事業（社会基盤施設）③

島根県（人口67.1万人） 半場川県単砂防修繕事業

事業の概要

砂防えん堤に損傷等が見られ、施設機能に支障が生じる可能性があるため、修繕を実施し長寿命化を図る。

事業のポイント

- ・完成後、50年以上が経過した砂防えん堤の施設点検を実施した結果、堰堤本体に多数のひび割れや断面欠損が確認された。
- ・今後の豪雨等により土石流が発生した際に、施設機能の低下により下流の保全対象に被害をもたらす危険性があるため、砂防えん堤の修繕を実施し、土石流災害を防止する必要がある。



事業実施期間：H31～R4年度
総事業費0.4億円

事業の効果

- 修繕を実施したことで施設の健全度が改善され、下流の保全対象に対し、土石流災害を防止することができる。
- 長寿命化対策により修繕を実施するものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、県の負担が軽減され、より多くの箇所の対策が行うことができる。

38